

府 共 第 3 1 8 号
平成19年7月27日

各都道府県
男女共同参画主管課(室)長殿

内閣府男女共同参画局推進課長

配偶者からの暴力被害者の一時保護における広域連携について

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護・自立支援の推進につきましては、日頃より種々ご尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、配偶者からの暴力の事案においては、加害者の激しい追及から逃れるため、配偶者からの暴力の被害者を都道府県域を越えて保護する必要がある場合も増加しているところですが、そのような場合、被害者の安全を確保し、被害者に対し迅速な支援を行うためには、都道府県間の広域的な連携が求められます。

配偶者からの暴力の被害者の広域的な対応については、今般、全国知事会において、被害者の一時保護における広域連携に関し共通認識を図り、全国一律の取扱いとするため、別添1のとおり申合せが行われたところであり、この申合わせを受けて、別添2のとおり、同日付で厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長より各都道府県民生主管部(局)長あて、配偶者からの暴力被害者の一時保護における広域連携について通知が発出されていますので、お送りいたします。

つきましては、貴職より関係機関に周知していただきますとともに、上記申合わせ及び通知を踏まえ、配偶者からの暴力の被害者の保護・自立支援についての広域的な連携に積極的に取り組まれますようお願いいたします。

(別添1)

「配偶者からの暴力被害者の一時保護に係る広域連携に関する申合せについて」

平成19年7月12日全国知事会

(別添2)

「配偶者からの暴力被害者の一時保護における広域連携について」

平成19年7月27日雇児福発第0727001号

厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長通知

(別添省略)